

「相続体験談」

東邦自動車株式会社
代表取締役 澁澤善武

※講演の前提～あくまで自らの経験による主観的な見解であり、ものの考え方を伝えることを目的とした内容で、それぞれの適性については個々で専門家等にご相談の上ご判断ください。

⇒ 実は考え方が最も重要であり、それによってすべては決まります。

『相続は、譲ることができる者に女神が微笑みます』
～ この作業を経験し強い意志とやさしさが共存できることを願って ～

前書き

1. 親の変化

できの良い子が可愛い。から、できの悪い子が心配。
この時期暴言が激しくなる。
会社の方針が気に入らない。
食える奴は放っておいて、食えない奴をかまう。
ライバル的意識が強くなる。
暴言を超え、行動に出る。
最終コーナーです。

2. 子の対応

できる子になるため一生懸命頑張った。
なんでそんなことを言われるのかが不満。
関係がいびつになり。
俺がいたからここまで会社が成長したと自負。
経営者として、またリーダー2人は争うしかない。
※ここで譲るのが息子の役割。勝たせて勝て。喧嘩は絶対にするな。

A. 基本編

1. 死亡診断書と届出

死亡診断書は死亡届提出時にコピーで控えを数枚撮っておくこと。
届け出は速やかに出すこと。銀行とは連携していません。
被相続人の除籍謄本、出生時からの謄本を手配。
被相続人と相続人の関係がつながる謄本。
※ここまでは手際よく。以下、絶対必要書類です。

2. 葬式および初七日

家族葬・社葬で喪主は誰？
弔辞は誰？
宗派は？
お坊さんは？
火葬～埋葬許可書

3. 遺言書

公証人役場で確認を取ること。
約3か月のロスタイムがあるため再度確認を要す。信託もここで登録。

4. 生命保険

個人・法人それぞれ請求。法人は決算期により請求タイミングを。

5. 税金(固定資産税、予定納税、個人事業税、消費税・・・etc)

一括納税か分納かを把握。延滞税はお構えなし。

6. 被相続人と銀行・証券・クレジットカード・ネット関係

(1)銀行

死亡届と銀行取引停止は都市伝説、全く別物。各銀行別が知ったとき停止。
逆に口座を、止めるべきか、生かしておくべきか。止めたほうが良いでしょう。
但し一定金額は当座必要なため、停止前に別口座へ。
死亡年月日の残高証明を取得。停止までの期間入出金があるので要注意。
通帳コピーは約5年分程度提出。大口引き出しの使途は要注意。
孫への教育資金。その他の贈与チェック。
※銀行手続きは各行すべて違います。